

別表（要綱第5条関係）

項目 私立学校等	補助対象経費	補助率	補助限度額	
			家計支持者が第4条第1号、第2号及び第4号に該当する場合	家計支持者が第4条第3号に該当する場合
幼稚園（第3条第1号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、次のアからイに掲げる額を除く。 ア 家計支持者が、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11第1項の規定により支給を受けた施設等利用費の額（預かり保育にかかる額を除く） イ 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に定める子どもに対して、設置者が減額又は免除した授業料の額	10/10	事業実施年度の前年度における幼稚園の授業料等の大坂府平均単価（全国平均単価を上回る場合は全国平均単価）	左記と事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額
小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程（第3条第2号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。		事業実施年度の前年度における学校ごとの授業料等の大坂府平均単価（全国平均単価を上回る場合は全国平均単価）	左記と事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額
高等学校及び中等教育学校の後期課程（第3条第3号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、次のアからウに掲げる額を除く。 ア 生徒等が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年3月21日法律第18号。以下「就学支援金法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「学び直し要綱」という。）に基づく高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を受けている場合の当該支給額。 イ 生徒等が、就学支援金法第3条第1項に規定する者（同条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）に該当するものであるにもかかわらず、就学支援金の支給を受けていない場合、同法第5条第1項に規定する額 ウ 生徒等が、学び直し要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であるにもかかわらず、学び直し支援金の支給を受けていない場合、同要綱に基づき支給される学び直し支援金の額。		事業実施年度の前年度における学校ごとの授業料等の大坂府平均単価（全国平均単価を上回る場合は全国平均単価）	左記と事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額
専修学校高等課程（第3条第4号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、生徒等が就学支援金や学び直し支援金の交付対象校に在籍している場合の補助対象経		—	事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額
専修学校専門課程（第3条第4号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、生徒等が就学支援金や学び直し支援金の交付対象校に在籍している場合の補助対象経	2/3	—	事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額

専修学校一般課程及び各種学校（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に類する課程を有する外国人学校を除く）（第3条第5号）	費の取り扱いについては、本表「高等学校及び中等教育学校の後期課程」及び「専修学校高等課程」と同様とする。 また、生徒等が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく授業料等減免を受けている場合の当該減免額を除く。		
各種学校（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に類する課程を有する外国人学校）（第3条第5号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、生徒等が就学支援金や学び直し支援金の交付対象校に在籍している場合の補助対象経費の取り扱いについては、本表「高等学校及び中等教育学校の後期課程」及び「専修学校高等課程」と同様とする。		事業実施年度の前年度における各課程が対応する幼稚園、小学校、中学校、高等学校の授業料等の大坂府平均単価（全国平均単価を上回る場合は全国平均単価）の3分の2に相当する額 左記と事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額
幼保連携型認定こども園（第3条第6号）	事業実施年度において、設置者が減額又は免除した授業料等の額。但し、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に定める子どもに対して、設置者が減額又は免除した授業料の額を除く。	10/10	事業実施年度の前年度における幼稚園の授業料等の大坂府平均単価（全国平均単価を上回る場合は全国平均単価） 左記と事業実施年度において生徒等が納付すべき授業料等の額の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額

(注1) 補助対象経費は、事業実施年度における生徒等の在籍期間及び要綱第4条各号に該当する期間に応じて算定するものとする。

(注2) 本補助金と、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金又は大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免事業補助金との併用はできないものとする。